

## 県計画の位置づけ

- ◆ **建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律【H29.3施行】**  
〔通称：建設職人基本法〕
  - ◇ **建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画【H29.6策定】**  
〔法第8条に基づく、国（政府）の基本計画〕
- ↓
- ◇ **埼玉県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画**  
〔法第9条に基づく、基本計画を勘案して策定する都道府県計画〕
- 埼玉県建設工事従事者安全確保推進会議（※）を設置し、計画（素案）を作成  
※構成団体  
建設団体：（一社）埼玉県建設産業団体連合会、（一社）埼玉県建設業協会、建設業労働災害防止協会埼玉県支部  
建設労働団体：埼玉土建一般労働組合、埼玉県建設労働組合連合会  
関係行政機関：厚生労働省埼玉労働局（労働基準部）、国土交通省関東地方整備局（建政部）、埼玉県（産業労働部、県土整備部）
  - 県内建設業は、県民の安心・安全な生活を確保する「地域の守り手」であり、将来的な担い手を確保していくためにも、建設工事従事者の安全・健康の確保は、最優先で取り組むべき課題
  - 県は、国等の関係行政機関や建設業関連団体等と連携を図り、各種の施策や取組を進めていくことで、計画を推進

## 県計画における安全及び健康の確保に関する施策

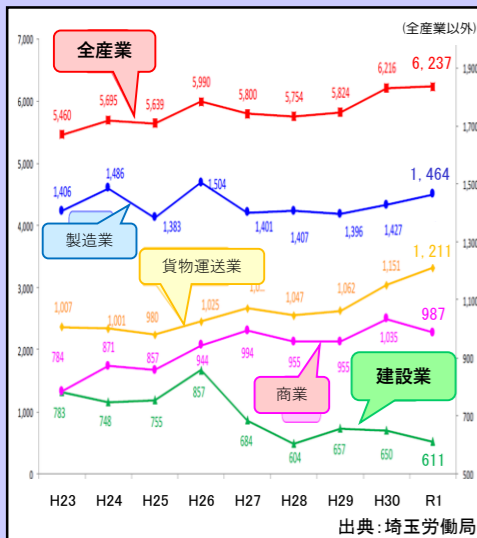
〔施策、主な取組 ～県計画の特色～〕

1. **建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等**
  - ・安全及び健康に配慮した工期の設定（著しく短い工期の禁止）  
【改正 建設業法（R2.10施行）】
2. **責任体制の明確化**
  - ・元請、下請負人各々の役割に応じた安全衛生対策の実施
3. **建設工事の現場における措置の統一的な実施**
  - ・元請負人による統括安全衛生管理の徹底
  - ・一人親方等の安全及び健康への配慮の促進
4. **建設工事の現場の安全性の点検等**
  - ・熱中症発生リスクの高い本県の状況を踏まえた熱中症対策
  - ・新型コロナウイルス等感染症予防対策など作業環境の改善
5. **墜落・転落災害の防止対策の充実強化**
  - ・フルハーネス型の墜落制止用器具の着用原則化  
【改正 労働安全衛生法（H31.2施行）】
6. **建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発**
  - ・増加傾向にある外国人労働者への安全衛生教育等の対応
7. **建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策**
  - ・建設業許可における社会保険等加入の要件化  
【改正 建設業法（R2.10施行）】
  - ・建設業における働き方改革の推進（週休2日制等休日の確保）  
【働き方改革関連法（H31.4施行）】
  - ・産官学連携による「建設産業担い手確保・育成ネットワーク」の取組の推進

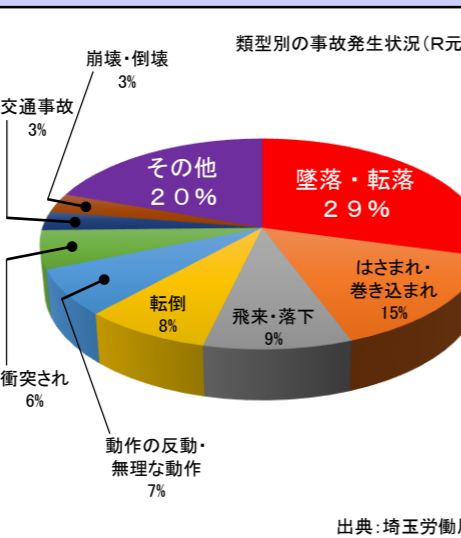


## 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題

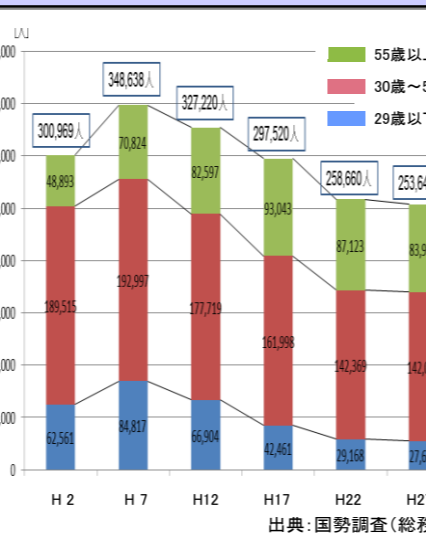
〔労働災害(死傷者数)の推移〕



〔建設業の労働災害の要因〕



〔建設業就業者数の推移〕



- 労働災害は、他業種に比べ減少傾向にある一方、重大事故の撲滅に至っていない
- 災害の要因としては、墜落・転落が依然として多く、熱中症の発生リスクも高い
- 県内の建設業就業者は、若年層の入職が進まない状況で減少・高齢化傾向にある

## 建設工事における労働安全衛生に関する情報発信

県ホームページでは、県計画の他、県内建設業に関わる皆様が、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する取組を実施する際の参考となるような情報発信を行ってまいります。ぜひ、ご活用ください！

埼玉県 建設職人基本法



【URL】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetsusyokuninkihouhou.html>